

介護老人保健施設あおみ料金表(ショートステイ)

令和7年8月1日改定

介護保険給付サービス

(1単位:10.27円)

	多床室	個室	加算項目
要介護1	902 単位	819 単位	夜勤職員配置加算 サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)
要介護2	979 単位	893 単位	
要介護3	1,044 単位	958 単位	
要介護4	1,102 単位	1,017 単位	
要介護5	1,161 単位	1,074 単位	

介護職員等
待遇改善加算(Ⅰ)
7.5%

対象者の方には別途加算もあります
(加算一覧表参照)

介護保険適用外サービス

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	基本料金
食費	300 円	600 円	1,000 円	1,300 円	1,950 円
居住費(多床室)	0 円	430 円	430 円	430 円	430 円
居住費(個室)	550 円	550 円	1,370 円	1,370 円	1,700 円
日用品費	308 円	308 円	308 円	308 円	308 円

(朝510円・昼770円・夕670円)

委託業者へのお支払いとなります

- 2階の2人部屋については、別途440円/日かかります
- 2階の個室については、別途770円/日かかります

介護保険負担限度額認定証について

第1段階	本人および世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万9千円以下かつ、預貯金等が単身650万円以下、夫婦1,650万円以下の人
第3段階①	本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万9千円超120万円以下かつ、預貯金等が単身550万円以下、夫婦1,550万円以下の人
第3段階②	本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が120万円超かつ、預貯金等が単身500万円以下、夫婦1,500万円以下の人

あおみ利用料+委託業者への支払い料金

多床室	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	1割	2割	3割
要介護1	1,709 円/日	2,439 円/日	2,839 円/日	3,139 円/日	3,789 円/日	4,891 円/日	5,993 円/日
要介護2	1,795 円/日	2,525 円/日	2,925 円/日	3,225 円/日	3,875 円/日	5,062 円/日	6,249 円/日
要介護3	1,867 円/日	2,597 円/日	2,997 円/日	3,297 円/日	3,947 円/日	5,206 円/日	6,465 円/日
要介護4	1,930 円/日	2,660 円/日	3,060 円/日	3,360 円/日	4,010 円/日	5,333 円/日	6,656 円/日
要介護5	1,996 円/日	2,726 円/日	3,126 円/日	3,426 円/日	4,076 円/日	5,465 円/日	6,853 円/日

個室	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	1割	2割	3割
要介護1	2,168 円/日	2,468 円/日	3,688 円/日	3,988 円/日	4,968 円/日	5,979 円/日	6,989 円/日
要介護2	2,250 円/日	2,550 円/日	3,770 円/日	4,070 円/日	5,050 円/日	6,143 円/日	7,236 円/日
要介護3	2,322 円/日	2,622 円/日	3,842 円/日	4,142 円/日	5,122 円/日	6,287 円/日	7,451 円/日
要介護4	2,387 円/日	2,687 円/日	3,907 円/日	4,207 円/日	5,187 円/日	6,416 円/日	7,645 円/日
要介護5	2,449 円/日	2,749 円/日	3,969 円/日	4,269 円/日	5,249 円/日	6,541 円/日	7,833 円/日

加算一覧表

※は上記のあおみ利用料に含まれています

	加算項目	単位数	算定要件
※ 夜勤職員配置加算	24 /日	夜勤職員の配置が基準を満たしている場合	
※ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22 /日	介護職員の総数の内、介護福祉士の割合が80%以上、又は勤続10年以上介護福祉士の割合が35%以上	
※ 在宅復帰・在宅療養支援加算(Ⅱ)	51 /日	厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所	
個別リハビリテーション実施加算	240 /日	個別リハビリテーション計画を作成し、個別リハビリテーションを20分以上実施した場合	
認知症ケア加算	76 /日	認知症専門棟に入所された場合	
緊急短期入所受入加算	90 /日	利用者の状態や家族等の事情により緊急に受け入れた場合(受入より7日間を限度)	
重度療養管理加算	120 /日	要介護4又は5であって、厚生労働大臣が定める状態にあるものに対し、計画的な医学的管理を継続して行い、療養上必要な処置を行った場合	
送迎加算	184 /日	施設で送迎を行った場合(片道につき)	
緊急時治療管理	518 /日	病状が重篤となり救命救急医療が必要になり、緊急的な治療管理として投薬、検査、注射等を行った場合(1月に1回、連続3日を限度)	
総合医学管理加算	275 /日	治療管理を目的とし、短期入所療養介護を行った場合(10日を限度)	
※ 介護職員等待遇改善加算(Ⅰ)	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の7.5%		

クラブ活動

園芸クラブ:100円/回、美術クラブ:50円/回、書道クラブ:30円/回、手芸クラブ:20円/回、アニマルふれあいクラブ:20円/回

その他

死後処置料:11,000円、理美容/カット:2,500円、毛染め:6,500円他(毎月第2木曜日にご予約いただけます)